

○財務省告示第十二号
個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四年財務省令第六十八号）第四条第十四項の規定に基づき、平成二十七年十二月十五日に発行した個人向け国債の発行条件等を次のとおり告示する。
平成二十八年一月七日

等を次のとおり告示す

名称及び記号	個人向け利付国庫債券（変動・十年）（第六十八回）
発行の根拠	特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項
法律及びその条項	社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）。
振替法の適用	

以下「振替法」という。の規定の適用を受けるものとし、その規定の振替機関は日本銀行とする。

最低額面金 百三十四万円

発行額 五百四十七億四千二

五 四

六	七	八	九	十
振替単位				
の記載又は記録は、最低額面金				
額の整数倍の金額によるものと				
する。				
振替法の規定による振替口座簿				
子計算期間開始日前に行われた利	年	額	平成二十七年十二月十五日	年当たり、各利払期における利
	〇	面金額		
	・	百円		
	一一パ	につき百円		
	セント			

用
利
率

十一
初
期
利
子

十二

十三
十四
十五
十六

償還
償還
償還
償還

期限
期限
期限
期限

平成三十七年十二月十五日
額面金額百円につき百円
平成二十七年十二月十五日
日本銀行の本店又は支店

毎年六月十五日及び十二月十五日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子として、次の算式により算出した金額を支払う。

$$\frac{\text{第十号に規定する第二期以後の利子の適用利率}}{100} \times \frac{1}{2}$$

中途換金の取り扱い

(一) 式 次にいうことをとし、その買取金額は、行うことに応じ、それぞれの算式により算出した金額とする。

平成二十八年十二月十五日から平成二十九年六月十五日まで前の間の場合額面金額+経過利子に相当する金額-(買い取る日の直前利子に相当する金額× $\frac{79.685}{100}$ +その直前の利子支払期に支払われた利子に相当する金額× $\frac{79.685}{100}$ -受入経過利子に相当する金額)

なお、受入経過利子に相当する金額は、次の算出結果に円未満端数が生じた場合には切捨出入り経過利子に相当する金額は、受入経過利子が発生する省令(平成十八号)第六十一条に規定する受入経過利子に相当する金額は、受入経過利子に相当する金額(次号において同じ。)。

$$\text{額面金額} \times \frac{0.21}{100}$$

初期利子支払期の6ヵ月前の日
から発行日までの日数

× 365

(二) 平成二十九年六月十五日以後の場合
額面金額 + 経過利子に相当する金額 - (買い取る日の直前の利子支払期に支払われた利子に相当する金額 $\times \frac{79.685}{100}$) + その直前の利子支払期に支払われた利子に相当する金額 $\times \frac{79.685}{100}$

十八 中途換金の特例

前号による取扱いのほか、個人向け国債を有する者（相続税法（昭和一十五年法律第七十ニ号）第二十一条の四第一項に規定する特定障害者扶養信託契約の受益者及び所得税法（平成二十五条号）第三条の四第一項に規定する正規の受益者と同一の相続税法（平成二十五年法律第七十一条の四）第二十一条に規定する特別障害者扶養信託契約の受益者を含む。）はそのときに該当する法律（平成二十二年法律第百五十二条の二）第十九条地方税法（平成二十六年法律第百六十号）又の第一項の規定による改訂の施行日から該当する市町村（自治市町村）にあつては、その地に居住する人が養育する特が、死滅したときはその地に居住する人（扶養扶助の受益者）に該当する。

(一) 次式によるもの中途換金を請求する者が、當該個人向け国債の買取額は、それぞれの算定に応じ、その買取額とす。前までに相当する額面金額 + 経過利子に相当する額面金額 - (初期利子に相当する額面金額 × $\frac{79.685}{100}$ + 経過利子に相当する額面金額) 平成二十八年六月十五日から平成二十八年十二月十五日までの間の場合の額面金額 + 経過利子に相当する額面金額 - (経過利子に相当する額面金額 - 受入経過利子に相当する額面金額) 平成二十八年六月十五日以前の額面金額 + 経過利子に相当する額面金額 - (経過利子に相当する額面金額 - 受入経過利子に相当する額面金額)